

令和6年度  
かめおか地域産業イノベーション支援事業  
(商店街集客・需要喚起促進事業)  
募集要領

\* 申請受付期間 \* 令和6年5月27日(月)～令和6年6月28日(金)

亀岡商工会議所

## 1 事業目的

本事業は、亀岡市内の商店街の活性化を図るため、商店街等が地域コミュニティの担い手として行う、集客促進、需要喚起に効果のある取組であって、商店街等の恒常的な集客力向上や販売力向上が見込まれるイベント等の事業を行う場合に、亀岡商工会議所（以下「会議所」という。）がその経費の一部を助成するものです。

## 2 助成対象期間

助成金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として助成金の交付決定日から令和7年3月10日（月）までです。

※ 助成金交付決定前に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要です。

※ 助成対象経費の支払いは、令和7年3月10日（月）までに完了すること（ただし令和7年3月10日（月）以降にイベント等を実施する場合は、イベント等の最終日までに完了すること）が必要です。

## 3 助成対象事業

助成対象事業は、「1 事業目的」に沿って実施される事業であって、商店街等の振興に効果が期待できる以下の取組が対象です。

＜対象事業＞

(1) 誘客を図るイベント等

「街ハル、街ゼミ、100円商店街、マルシェ、夏祭り、スタンプラリー、大売出し、福引ほか」

(2) 商店街の集客力向上につながるイベント等

「プレミアム商品券発行、カード事業ほか」

(3) 空き店舗・空きテナント等の活用事業

「チャレンジショップ、テナントミックス、保育スペースほか」

(4) その他会議所が適当と認めたイベント等

※ 商店街ソフト事業の採択は、1団体につき1回のみです。

## 4 対象事業者

商店街組織(※1)、又はそれに準ずる組織(※2)が対象です。

(※1) 市内の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(※2) 市内のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者で、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(注) 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいづれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 対象事業者が、アからオまでのいづれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、会議所が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

## 5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。

＜助成対象となるもの＞

(1) 会場借上料及び会場設営費 (ただし、備品購入は除く)

(2) 装飾費

(3) 宣伝広告費 (ポスター、チラシ他)

(4) 賃金及び謝礼金、報償金 (事業の構成員に対するものは除く)

(5) 事務費 (消耗品費、通信運搬費等)

(6) 備品購入費 (団体の経常的な運営(汎用性のあるもの)に転用可能なものは除く)

(7) その他、会議所が適当とみとめるもの

※ 集客アップ活動における賞品・景品代は、助成対象外となります。

※ 内容によっては対象外となるものもありますので、会議所へ事前にご確認ください。

※ 消費税抜きの計算で計上してください。

- 6 助成率等  
(1) 助成率 3分の2以内  
(2) 限度額 500千円

※ 交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

## 7 審査及び結果の通知

提出いただいた申請書は、次のような観点から総合的に評価・審査し、採択事業を決定し、文書により各申請者に審査結果を通知します。

〈評価基準〉

- (1) 企画内容 (2) 実現可能性 (3) 商店街への効果 (4) 継続性 (5) 将来性

※ 交付申請書の実施計画書（事業の概要）において、上記の評価基準を考慮して、事業の内容や事業の効果をご記載ください。

※ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※ 助成金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合や、3分の2未満の助成率となる場合があります。

## 8 申請手続き

### (1) 申請書等の提出先

申請書提出先・問合せ先（電話番号・FAX・Eメール）
亀岡商工会議所 〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地の1 電話番号 0771-22-0053 FAX 0771-25-1200 メールアドレス info@kameokacci.or.jp ホール 〒 http://www.kameokacci.or.jp/

### (2) 提出期限・提出方法

令和5年6月5日（月）までに申請書提出先へ持参してください。

受付時間は、上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

※ 但し、本助成事業については、提出期限内に申請できない場合は、事業着手日の1ヶ月前までに申請書を提出してください。

### (3) 提出書類

以下の書類を2部提出してください。申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。【(★)の書類については、1部は原本（押印したもの）が必要です】

(1) 交付申請書 (★)

(第1号様式から第3号様式)

(2) 事前着手届 (★)

※ 交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も提出してください

(3) 商店街等の定款又は会則

(4) 商店街等の会員名簿及び役員名簿

(5) 当年度の商店街等全体の事業計画及び収支予算書

## 9 助成金事業の完了及び助成金の支払いについて

事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。

実績報告書の提出があった場合はすみやかに事業完了検査を行い、検査に合格したものについて助成金をお支払いします。

助成金の支払いは精算払いとします。

## 10 助成事業内容の発表等について

助成金の交付を受けられた事業について、その概要を亀岡商工会議所又は亀岡市役所のホームページ等で発表する場合があります。

助成金の交付を受けた事業について、その後の経過を聴取させていただくことがあります。